



TF2：プラスチック資源徹底回収・サプライチェーンの最適化タスクフォース

事業活動由来廃プラスチックについて (回収拡大・サプライチェーンの最適化に向けた 実態把握と論点整理)

令和8年9月29日

1) 中間処理事業者の実態把握

中間処理事業者へのアンケート・ヒアリング調査の概要

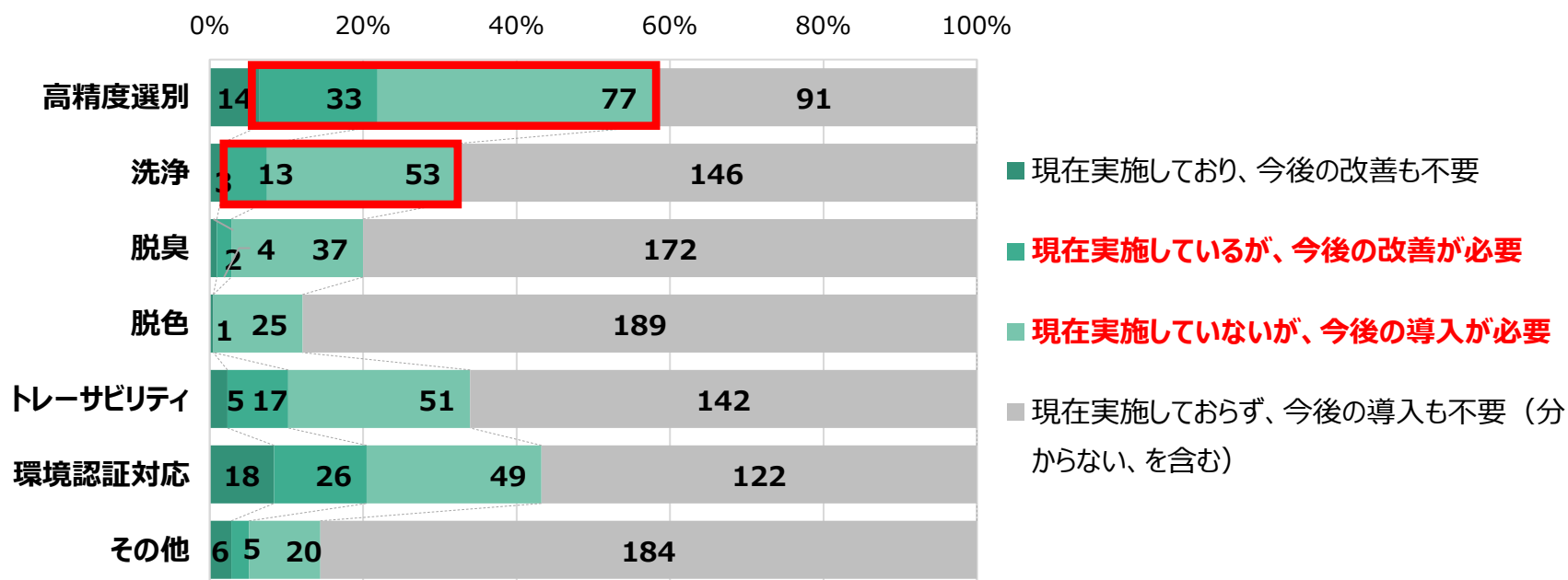
- 全国の中間処理事業者を対象にアンケート調査を実施し、廃プラスチック類の中間処理の実態や、再資源化拡大に向けた課題について全国的な傾向を把握した。
- さらに、アンケート回答事業者のうち、比較的事業規模が大きく、多様な業種からの産業廃棄物を受け入れている4事業者を対象にヒアリング調査を実施し、中間処理の実態や再資源化拡大に向けた具体的な課題を把握した。
- 両調査の結果を踏まえ、中間処理事業者の視点から、再資源化拡大に向けた課題と今後の検討論点を整理した。

	アンケート調査	ヒアリング調査
対象	● 全国の産業廃棄物中間処理事業者のうち、廃プラスチック類の中間処理を実施する事業者 ● 有効回答215件（直近の廃プラスチック中間処理量がゼロの事業者は分析対象から除外した）	● アンケート回答事業者のうち、比較的事業規模が大きく、多様な業種の産業廃棄物を受け入れている事業者 ● 4事業者
主な確認事項	①中間処理の実態把握 ● 廃プラスチック類の受入量 ● 実施している中間処理工程 ● 中間処理後の再資源化・処理先 ②搬入物の特性把握 ● 排出事業者の業種ごとの搬入状態 ● 品目別の再資源化状況 ③再資源化拡大に向けた課題把握 ● 再資源化拡大に向けた課題 ● 必要な改善点	①中間処理の実態把握 ● 受入対象となる廃プラスチック類の種類・受入量 ● 実施している中間処理工程 ②再資源化の実現条件の把握 ● 再生材原料となり得る廃プラスチック類の由来・処理方法 ● 再生材原料化が困難な廃プラスチック類の由来・処理方法 ③再資源化拡大の可能性と課題把握 ● 設備・技術導入による再資源化拡大の可能性 ● 再生プラスチック原料供給に向けた課題 ● 今後の取組方針

再資源化促進に向けた中間処理に必要な改善点

- 中間処理段階におけるマテリアルリサイクルの促進に向けた改善点として、高精度な選別機能や洗浄機能の導入・強化を求める回答が多く得られた。
- 一方、必要となる選別・洗浄機能やその水準は、搬入物の分別状態や汚れの程度、再資源化後の用途・要求品質等によって異なる。
- このため、中間処理段階のみで対応を検討するのではなく、排出段階における分別や、再資源化・利用段階における要求品質等と一体的に検討する必要がある。

中間処理におけるマテリアルリサイクル促進に必要な改善点 (n=215)



再資源化ポテンシャルの高い廃プラスチック類の品目

- 廃プラスチック類の品目別にマテリアルリサイクルの実施状況・可能性について、梱包材・緩衝材、製造工程で発生する端材・不良品、容器包装プラスチック、建築資材等は、現状では十分にマテリアルリサイクルされていないものの、条件が整えば再資源化可能な余地が大きい品目であることが確認された。
- 発泡スチロールや物流資材については、現状でもマテリアルリサイクルが進んでいる一方、さらなる再資源化の余地も大きく、引続き高い再資源化ポテンシャルを有する品目であることが確認された。

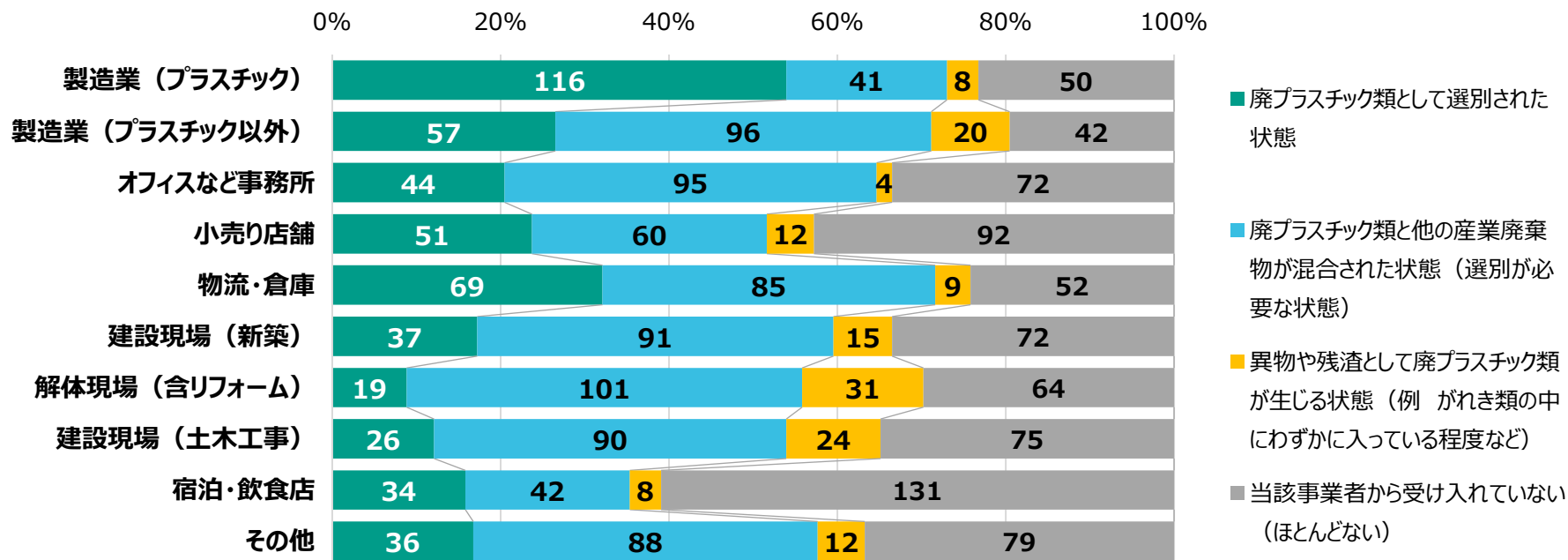
廃プラスチック類の各品目のMRの状況 (n=215)



中間処理事業者に搬入される廃プラスチック類の状態

- 中間処理事業業者への搬入時の状態を排出事業者の業種別に確認したところ、製造業（プラスチック）を除く多くの業種で、廃プラスチック類が他の産業廃棄物と混合され、選別を要する状態で搬入されていることが確認された。
- その背景には、排出段階における分別の実施状況や、収集運搬時の混載回収等が影響している可能性がある。今後、排出事業者等へのヒアリングを通じて、混合状態での搬入に至る要因や分別・回収上の課題を確認する必要がある。

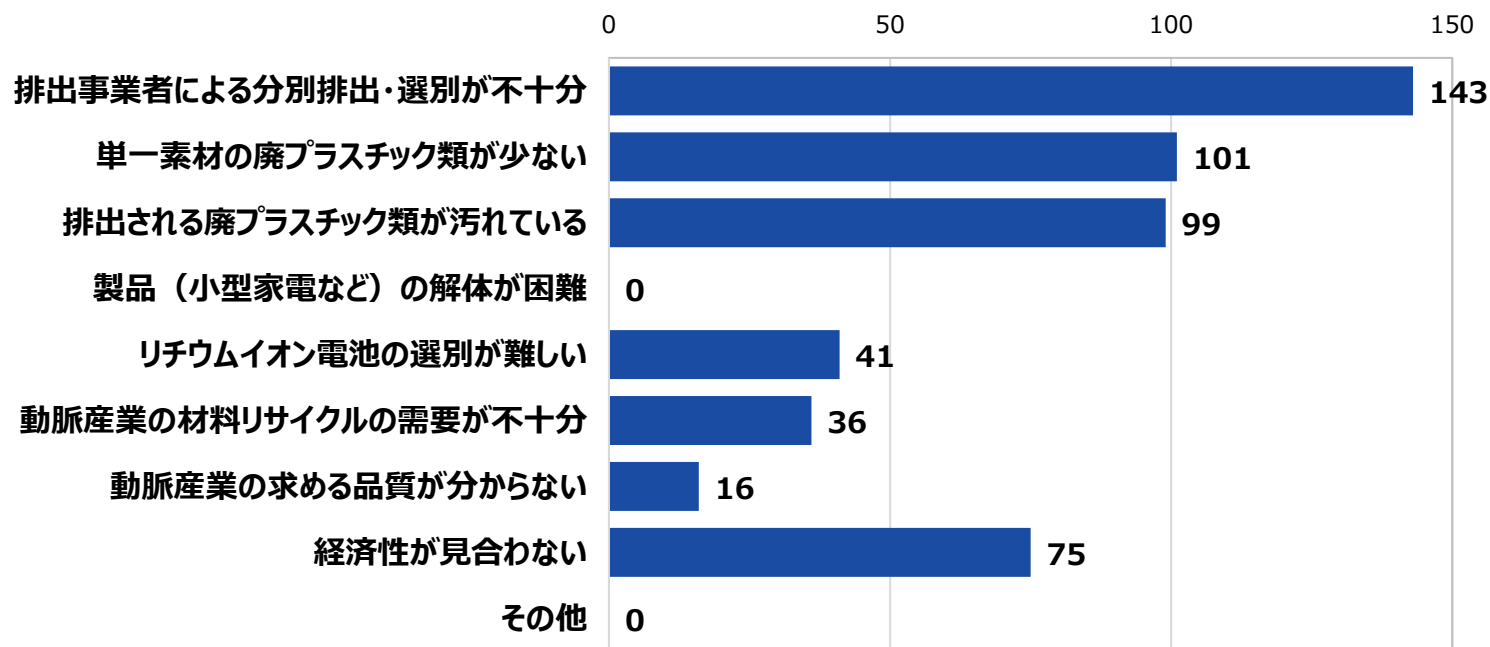
排出事業者から受け取る廃プラスチック類の状態について (n=215)



アンケート調査結果 再資源化拡大に向けた主な課題

- マテリアルリサイクル拡大に向けた課題の上位3項目は、いずれも中間処理段階ではなく、排出段階における分別・排出方法等に起因する事項であった。中間処理事業者の視点からは、排出段階での分別・品質確保が再資源化拡大に向けた主要なボトルネックとなっていることがうかがえる。
- 一方、経済性や再生材需要の不足も課題として挙げられており、再資源化の拡大には、排出・中間処理段階の改善に加え、再生材利用の拡大も必要と考えられる。
- したがって、個別主体による取組のみではなく、排出事業者、静脈事業者、動脈事業者が連携し、排出から再生材利用までを一体的に改善していくことが重要である。

マテリアルリサイクル拡大に向けた主な課題（複数回答、n=215）



ヒアリング調査結果 中間処理事業者以外との連携の必要性

- ヒアリング対象の中間処理事業者では、選別・品質確認、破碎・圧縮、排出事業者への分別依頼、再資源化先への仕向け等に取り組んでいる。
- 一方、搬入物の一層の品質向上、再資源化に必要な回収ロットの確保、再資源化先が求める品質・数量・価格等の条件調整は、中間処理事業者単独では対応が難しく、排出事業者や再資源化・利用事業者との連携が必要となる。

観点	中間処理事業者による主な取組	主体間連携が必要な事項	主な連携先
品質の確保	● 搬入物の目視確認、選別・異物除去・排出事業者への分別方法・受入条件の提示	● 排出段階での分別徹底、汚れ・異物の低減 ● 樹脂種類等の把握による品質の安定化	● 排出事業者
回収量の確保	● 複数の排出事業者からの受入・集約 ● 破碎・圧縮等による保管・輸送の効率化	● 再資源化に必要なロットの継続的な確保 ● 排出量、保管期間、回収頻度等の調整	● 排出事業者 ● 収集運搬事業者 ● 再資源化事業者
再資源化先需要の確保	● 搬入物の状態に応じた再資源化先への仕向け ● 受入条件に応じた中間処理と、新たな再資源化先の探索	● 用途に応じた要求品質・数量・価格等の条件調整 ● 安定的な引取先・用途の確保と、再資源化結果の共有	● 再資源化事業者 ● 再生材利用事業者 ● 排出事業者

中間処理事業者は、搬入後の選別・加工や再資源化先への仕向けを担う一方、品質・量・需要に関する条件を整えるためには、排出から再生材利用までの主体間連携が必要となる。

再資源化拡大に向けたサプライチェーン全体の対応方向

- 中間処理事業者への調査結果を踏まえると、再資源化拡大に向けては、排出段階で再資源化に適した品質・量を確保するとともに、回収後のサプライチェーン全体を通じて、回収ロット、要求品質、価格等の条件を整える必要がある。
- 今後は、排出事業者による分別・品質確保を促す方策と、回収・中間処理・再資源化の各工程を効率的につなぐ方策について、一体的に検討することが重要となる。

工程	目指す状態	今後具体化すべき条件
排出	● 再資源化可能な品目を分別し、異物・汚れの混入を抑制	● 分別対象品目 ● 排出時の品質 ● 保管方法・期間
収集運搬	● 排出時の分別状態を維持しつつ、再資源化に必要な回収量を確保	● 混載の可否 ● 回収頻度・ロット ● 集約方法
中間処理・再資源化	● 用途に応じた品質に調整し、必要量を安定的に供給	● 受入品質 ● 必要ロット ● 供給量 ● 処理費・原料価格
再生材利用	● 品質・数量・価格に応じた用途と安定的な国内需要を確保	● 用途別の要求品質 ● 需要量 ● 受入価格 ● 調達条件

再資源化拡大に向けては、排出段階における質・量の確保と、回収後のサプライチェーンの最適化を一体的に進める必要がある。

2) 排出事業者の実態把握調査結果

プラスチック資源循環促進法において求められる排出事業者の取組

- プラスチック資源循環促進法では、主務大臣が定める判断基準に基づき、排出事業者による排出抑制、分別排出及び再資源化等の取組を促進している。判断基準では、事業活動に伴い生じる廃プラスチックについて、排出量等の把握、目標設定及び計画的な取組の実施等が示されている。
- 特に、多量排出事業者（前年度排出量250t以上）については、判断基準に即した取組が求められており、著しく取組が不十分な場合には勧告・命令等の対象となる場合がある。

プラスチック資源循環促進法第44条 主務大臣が「判断基準」を定め、これに基づく取組の促進を図る



排出事業者
(プラスチック使用製品産業廃棄物等を排出)
判断基準に即した取組が求められる

多量排出事業者
(前年度排出量250t以上)
左記に加え、
著しく取組が不十分な場合には勧告・命令等の対象

求められる対応

○排出の抑制・再資源化等の実施

○多量排出事業者の目標の設定・
情報の公表等

○排出事業者の情報の提供

○本部・加盟者における排出の抑制・再資源化等の促進

○教育訓練

○実施状況の把握・管理体制の整備

○関係者との連携

排出事業者の実態把握に向けたアンケート調査

- プラスチック資源循環促進法では、主務大臣が定める判断基準に基づき、排出事業者による排出抑制・再資源化等の取組を促進している。
- 特に、多量排出事業者（前年度排出量250t以上）については、排出抑制・再資源化等に関する目標の設定や計画的な取組が求められ、取組が著しく不十分な場合には勧告・命令等の対象となる場合がある。
- 多量排出事業者候補等を対象に実態把握調査を実施し、排出量、再資源化率及び取組状況等を把握した。

	アンケート調査
実施時期	● 令和6～7年度 ※令和7年度は未回答事業者に追加アンケート実施
対象	● 廃プラスチック類（混合廃棄物含む）の多量排出事業者候補 ー廃掃法に基づき、事業者が都道府県等へ提出した産業廃棄物の「処理計画実施状況報告書」や「処理計画書」の内容をもとに、「廃プラスチック類」または「廃プラスチック類を含む可能性のある混合廃棄物」を多量（250t以上）に排出する事業者を抽出 ● 一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会の会員事業者 ープラ新法第46条第2項では、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量は、フランチャイズ加盟者の排出量を合算することとされており、前年度における排出量が250 t以上であれば多量排出事業者となることから、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会の会員（「研究会員（土業）」を除く）を調査対象に追加
確認事項	● 基本情報 ● 排出抑制・再資源化の現状（排出量、再資源化を行った量、熱回収を行った量） ● 排出抑制・再資源化等の目標達成に向けた計画的な取組（排出抑制・再資源化等の目標、目標達成に向けた計画的な取組） ● 排出量の公表情報 ● 目標の達成状況の公表状況 ● その他

排出事業者の実態把握に向けたアンケート調査 結果

- 業種別にみると、排出量、再資源化率及び取組率には大きな差がみられた。
- 特に、製造業及び建設業は排出量が大きく、卸売・小売業は再資源化率が低い等、業種ごとに異なる課題や再資源化余地が存在することが示唆された。

回答数のうち、多量排出事業者（年間250トン以上）は51%、年間250トン未満は49%

業種	回答数	回答率	排出量 (トン/年)	再資源化率 (%)	熱回収率 (%)	取組率 (全体)	取組率 (250トン以上)	取組率 (250トン未満)
農業、林業	1	50%	0	-	-	100%	-	0%
漁業	0	-	0	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	3	100%	1,463	39%	19%	33%	100%	50%
建設業	643	80%	883,535	54%	13%	45%	64%	49%
製造業	565	86%	1,394,870	49%	31%	32%	75%	48%
電気・ガス・熱供給・水道業	7	100%	1,047	64%	16%	43%	100%	40%
情報通信業	20	50%	4,313	80%	22%	60%	100%	33%
運輸業、郵便業	9	90%	15,912	26%	28%	56%	50%	33%
卸売業、小売業	80	70%	219,801	13%	7%	63%	70%	21%
金融業、保険業	4	67%	1,077	15%	2%	50%	100%	0%
不動産業、物品賃貸業	16	76%	22,131	52%	28%	56%	71%	22%
学術研究、専門・技術サービス業	3	27%	1	0%	0%	67%	-	33%
宿泊業、飲食サービス業	39	53%	12,728	22%	7%	59%	63%	35%
生活関連サービス業、娯楽業	14	64%	5,180	32%	9%	71%	50%	20%
教育、学習支援業	9	56%	4,236	67%	0%	89%	50%	0%
医療、福祉	8	67%	2,993	54%	0%	88%	50%	0%
複合サービス事業	0	-	0	-	-	-	-	-
サービス業（他に分類されないもの）	52	81%	97,370	62%	14%	63%	57%	23%
公務（他に分類されるものを除く）	0	-	0	-	-	-	-	-
分類不能の産業	11	100%	13,692	4%	89%	82%	67%	0%
合計	1,484	79%	2,680,350	48%	22%	44%	70%	42%

※取組率は、「目標設定」「排出抑制・再資源化等に向けた取組」「取組状況の公表」の全てを実施していると回答した事業者の割合を示す。

排出事業者の実態把握に向けたアンケート調査結果（1/2）

- 排出事業者からは、再資源化の必要性そのものを否定する意見は少なく、再資源化を進める上でのコスト負担や経済性の確保に関する意見が多く寄せられた。
- 特に、再資源化事業者の不足や地域偏在、再生材価格や運搬コスト等を背景として、再資源化ルートを選択や再生材利用の拡大が困難であるとの指摘がみられた。
- また、混合廃棄物や汚れのある廃プラスチックへの対応、ケミカルリサイクル技術や設備導入への支援等、技術面での支援を求める意見も確認された。

	国への要望・意見
コスト・ 経済性関連	● 建設業では、廃プラの再資源化施設に個別工事から直接委託・売却することは難しく、中間処理施設・業者を経由する形が合理的だが、同業者の所在は地域差がある。同業者は、プラ新法の多量排出事業者に該当せず、また引き取り価格も安いため、質の高いリサイクルや中間処理後のリサイクルルートの開拓に後向きなことが多い。そこで、同業者に対する廃プラの高品質リサイクルの義務化や、再生プラが高額で売却できる仕組みづくりをお願いしたい ● 大手の産業廃棄物処理業者は、処理単価が高く処理経費に負担がかかる。そのため、電子マニフェスト化を行っていない安価な業者（許可証取得済）に処理の依頼を行った方が良い。電子マニフェスト化を推奨するのであれば、安価で簡単に運用できるように検討していただきたい ● 精密部品などの梱包材の見直しは、メーカーも余計な費用的負担につながるため積極的では無く、何等かのインセンティブ制度を設ける必要があると感じる ● 海外に比べて大規模リサイクラーが国内にはなく、品質担保された樹脂材を確保しようとなると高コストになってしまう事情がある。また、再生材を今後各業界が使用すると国内における再生材の不足が予測されることから、リサイクル業界を支援して、国内で再生樹脂材を安価に安定的に供給できる体制を構築して欲しい ● 現時点で、各リサイクル業者と資源循環の検討は実施している。運搬等コストの面でなかなか厳しいところもあるため、国としてリサイクルの運搬や取り回しの整備を検討してほしい
製造・ 検証技術	● ケミカルリサイクル技術は、排出事業者側からするとコスト面でやや気が引ける部分がある。同技術に取り組む会社に対し、国からの補助金、税控除、無利子貸付等々、十二分な支援を期待したい。 ● 混合廃棄物（複数の素材で構成されていて解体が容易ではない物）、著しく汚れている廃棄物を再資源化できる技術提供・設備導入の支援金を政府へ要望 ● 破碎洗浄をすることで資源化を進めたいが、破碎する際にマイクロプラスチックが生じる可能性がある。最大限、企業努力はするが、どこまで追い求めればよいのか、見解があると大変ありがたい

排出事業者の実態把握に向けたアンケート調査結果（2/2）

- 排出事業者からは、制度や運用面での要望に加え、単独では解決が難しい課題に関する意見が寄せられた。
- 特に、再資源化事業者に関する情報提供、分別しやすい製品設計や識別表示、排出事業者・中間処理事業者・再資源化事業者間の連携促進等を求める意見がみられた。
- また、業種特性によって排出抑制や再資源化の実施可能性が異なることから、一律的な制度対応ではなく、実態に応じた制度設計や運用を求める意見も確認された。

	国への要望・意見
法規制関連	● <u>ペットボトルを資源物として明確に分類</u>すべく、廃掃法の見直しを強く希望する ● プラスチック以外への代替による廃プラ抑制に貢献した成果は、原材料の販売事業者の廃プラ削減量に反映され、メーカーの<u>廃プラ抑制意欲</u>に繋がらないため、改善できるとよい ● 再資源化推進に向け、<u>分別の際に誰でも容易に識別できるマークをプラ製品に表示</u>を検討していただきたい（<u>廃プラ分類の作業効率が向上</u>し、その時間を安全・品質の向上のために使うことができる） ● <u>廃プラを再資源化できる業者が限定</u>されているため、制度を進めることで同事業者が更に拡大し、その情報がWebサイト等でまとめて分かりやすく開示されていると有難い ● 熱硬化性は再利用の幅が大変狭いという実状を踏まえ、<u>再生プラの使用を義務付ける場合、熱可塑性/熱硬化性等の性質によって、条件を変えて運用</u>するべきではないか
関係者調整等	● 法に則って廃棄物処理を行う中で、<u>所有者が中間処理業者に移る</u>為、自社の意向だけでは対応が進まないことが多い ● <u>優良事業者の品目毎の再資源化率、熱回収率をデータベース化</u>し、産業廃棄物<u>処理業者選択の利便性</u>を高めて頂きたい ● 品質・価格・納期等について購買部門が数多くの原材料メーカーと交渉しているが、<u>中小企業から包装容器を指定する事は難しく</u>、包装容器として優れた性質を持つプラの完全な排除は不可能 ● 建設業は、プラ製品のユーザーなので、プラ産廃の排出量を減らすためには代替品の提供が不可欠となる。再資源化促進に比べ、排出量抑制のハードルが高いことを御理解頂ければと思う
その他	● <u>解体工事</u>では、大量の断熱材が廃プラスチック類として排出され、<u>その年度に限り大量の排出結果</u>となる場合があり、解体工事は算定から除外するなどの配慮をいただかないと減量化の取組結果が正しく算出できないことが考えられる ● <u>廃熱利用ができる焼却設備を有している民間施設が少ない</u>ため、公的機関がサーマルリサイクルできる施設を設置して欲しい ● 今回の調査依頼で改めてガイドラインなどを確認する機会が生まれた状況であり、未だに<u>周知不足</u>だと思われる

（参考）地方公共団体（条例・要綱）による排出事業者の規制

- 地方公共団体では、廃掃法を最低基準としつつ、条例や要綱により排出事業者に対する独自の取組を求めている事例がみられる。その多くは、廃掃法を土台とした「上乘せ・横出し」規制として運用されており、計画策定、報告、公表等を通じて排出事業者による排出抑制・再資源化等の取組を促進している。

内容	対象	方法	条例・要綱を制定している都道府県
搬入・搬出 （都道府県内・外）	排出事業者 中間処理業者 最終処分場	協議・届出等	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県
計画策定等 （廃掃法の上乗せ・横出し）	排出事業者	計画書・実績提出・公表等	岩手県、福島県、茨城県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、京都府、兵庫県
産業廃棄物税	排出事業者 中間処理業者 最終処分場	課税	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、愛知県、滋賀県、京都府、奈良県、三重県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
責任者の設置	排出事業者	義務あるいは努力義務	岩手県、宮城県、山形県、福島県、岐阜県、静岡県、大阪府
実施確認	排出事業者	義務あるいは努力義務	岩手県、宮城県、山形県、新潟県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、山口県、長崎県

- 1 産業廃棄物の「搬入規制」の拡大（排出事業者だけでなく、受入側（中間処理業者）にも手続責任が及ぶ形）
 - ✓ 多くの地方公共団体が「事前協議」、「処理計画提出」、「搬入量の制限」を導入
 - ✓ 一部自治体では、「原則受入不可」、「県内埋立量の〇割以内」など、数量規制レベルまで踏み込んでいる
- 2 排出事業者への「計画・報告・公表」規制
 - ✓ 多くの地方公共団体が「産業廃棄物処理・減量計画の提出」、「年次の実施状況報告」、「違反・不履行時の公表」がセット
 - ✓ 廃掃法（1,000t）より厳しい独自基準（例500t未満）を設定
- 3 課税・手数料による「経済的抑制」（狙い：最終処分抑制、域内循環促進、不法投棄防止財源の確保）
 - ✓ 多くの自治体で産業廃棄物税（1tあたり800～1000円）を導入
 - ✓ 焼却・埋めたの双方に課税する設計
 - ✓ 処分地基準（排出地不問）とする県が多い
- 4 排出事業者に対する管理責任の重層化（マニフェスト管理から処理過程全体の監督責任へシフト）
 - ✓ 「委託前確認」、「書面確認だけでなく、現地確認、記録保存」が求められる

3) 論点の整理

事業活動由来廃プラスチックの再資源化拡大に向けた検討論点

- 中間処理事業者及び排出事業者への調査を通じて、再資源化拡大に向けては、排出段階における分別・品質及び回収量の確保と、回収後のサプライチェーンの効率化が重要であることが確認された。
- 今後の排出事業者ヒアリング及び第2回TF2での対応策の検討に向け、以下の論点についてご意見をいただきたい。

論点④ 排出段階における質・量をどのように確保するか

- 業種ごとに、排出段階において、分別排出、異物・汚れの低減、保管場所及び回収頻度等に関して、どのような課題や制約があるか。
- 排出事業者が分別・回収方法等を変更するためには、どのような条件や働きかけが必要か。
- 地方公共団体では排出量や取組状況の把握・報告等を求めている事例もみられるが、排出量、分別状況及び再資源化状況等の情報をどのように把握・活用し、排出事業者による分別・品質確保を促進していくことが有効か。

論点⑤ 回収・中間処理・再資源化のサプライチェーンをどのように最適化するか

- 個社単位では再資源化に必要な回収量を確保できない場合、複数の排出事業者からの共同回収や地域単位での集約を進めるために、どのような条件や仕組みが必要か。
- 回収量拡大や効率化に向けて、地域単位での回収ルートや中間処理機能の連携・最適化について、どのような条件や仕組みが必要と考えられるか。

プラスチック資源の回収・再資源化フローと論点の位置づけ

- 家庭由来及び事業活動由来のプラスチック資源の回収拡大・サプライチェーンの最適化に向けた論点を現状のフローに位置付けると以下のとおりである。

